

8 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

日常生活圏域ごとの被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握し、第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画策定のための検討材料とするとともに、回答者へ結果アドバイス票を送付し、健康意識を高めるきっかけとします。

イ 調査の対象および回収結果

平成28年9月末日現在、日常生活圏域（10圏域）ごとに無作為抽出した函館市内在住の方7,986人に対し、郵送方式により調査を実施しました。

区分	対象者数(人)※	配布数(票)	回収数(票)	回収率(%)
非認定者	79,434	4,550	3,606	79.3%
要支援者	7,074	3,436	2,821	82.1%
計	86,508	7,986	6,427	80.5%

※平成28年9月30日現在

ウ 調査の項目（国の必須項目33項目、国のオプション項目および市独自項目32項目）

- ①家族・生活状況 ②運動 ③口腔・栄養 ④毎日の生活
⑤地域の活動 ⑥たすけあい ⑦健康 ほか

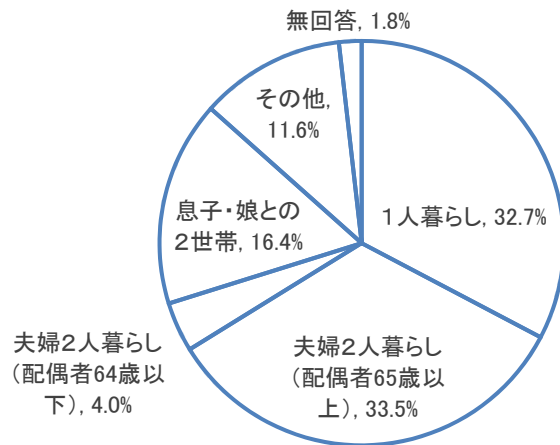
エ 調査の期間

平成28年11月16日～平成29年2月13日

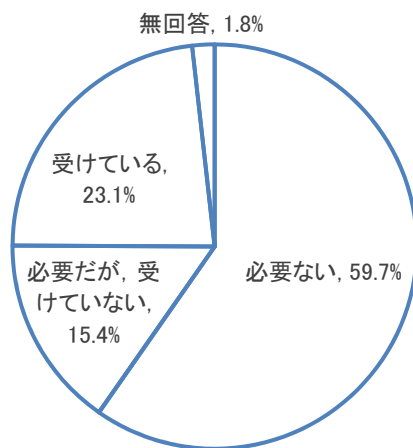
(2) 調査の結果（主な回答内容）

ア 家族や生活状況

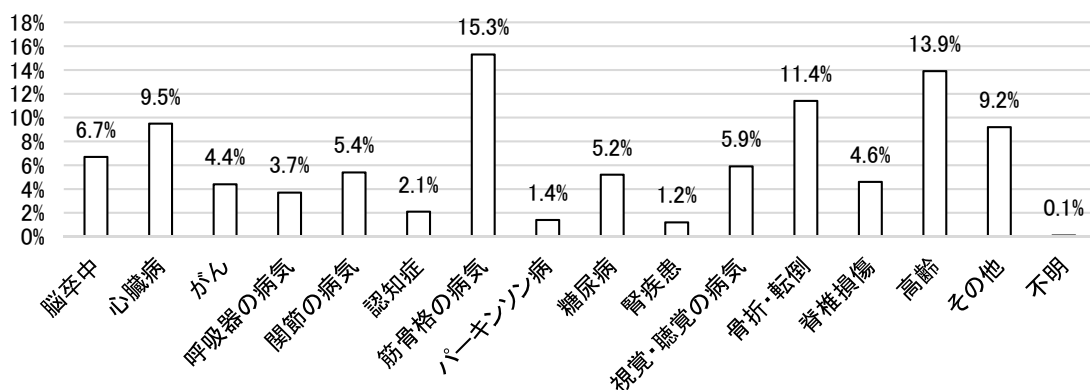
(7) 家族構成



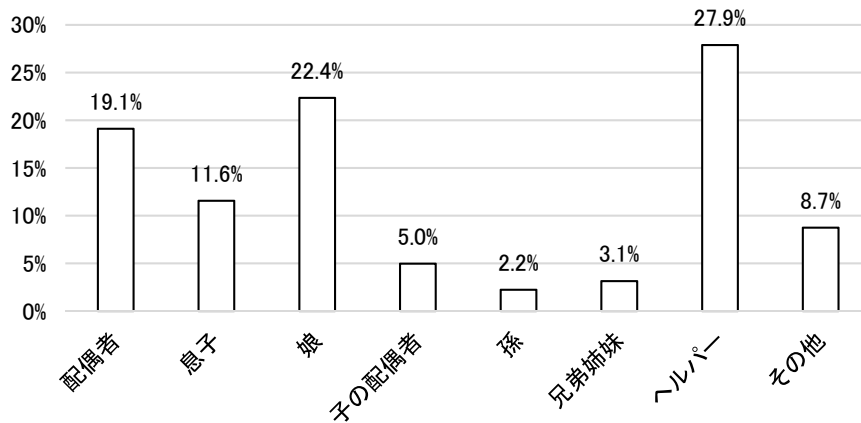
(イ) 介護・介助が必要か



(ウ) 介護・介助が必要となった原因（複数回答）（(イ)で、「介護・介助は必要だが、受けていない」、「受けている」と回答した者による回答）

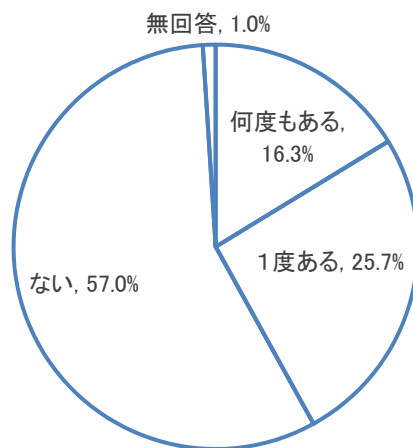


(イ) 誰の介護・介助を受けているか（複数回答）（(イ)で、「介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「受けている」と回答した者による回答）

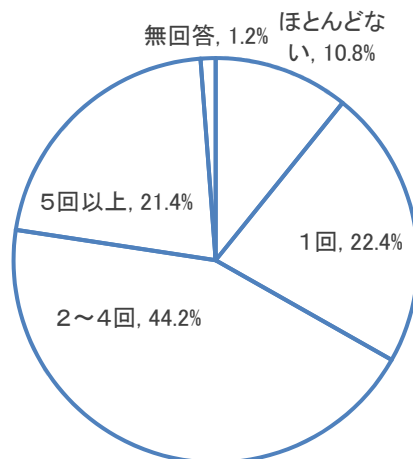


イ 運動

(ア) 過去1年間に転んだ経験があるか

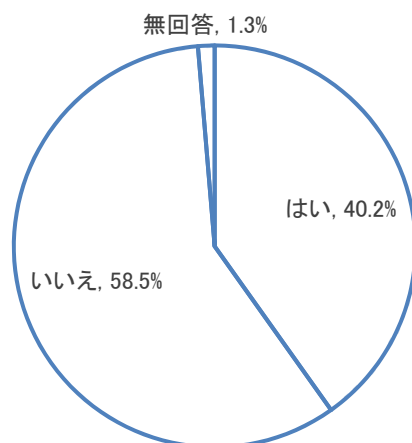


(イ) 週に何回外出しているか

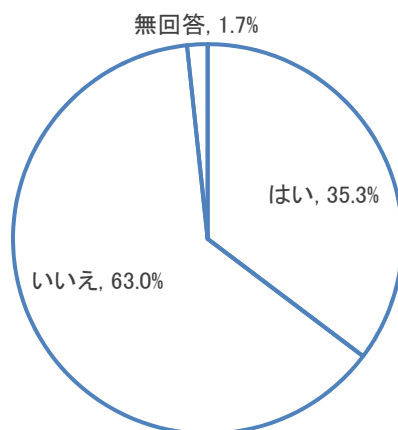


ウ 口腔・栄養

(ア) 半年前より固いものが食べにくくなったか

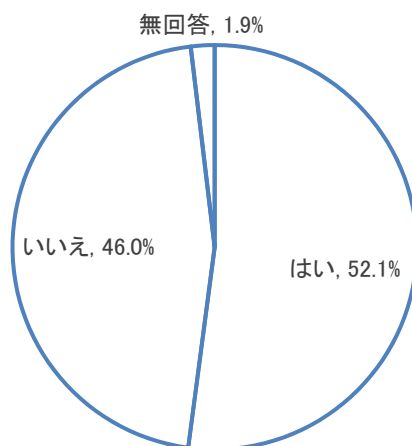


(イ) 口の渇きが気になるか



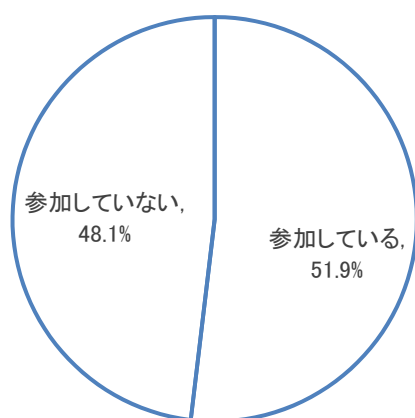
エ 毎日の生活

(ア) 物忘れが多いと感じるか

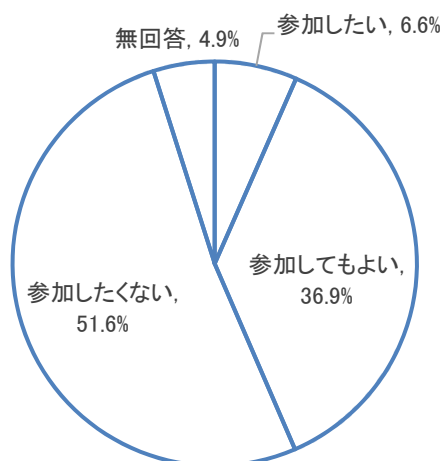


オ 地域の活動

(ア) 会・グループ等に参加しているか

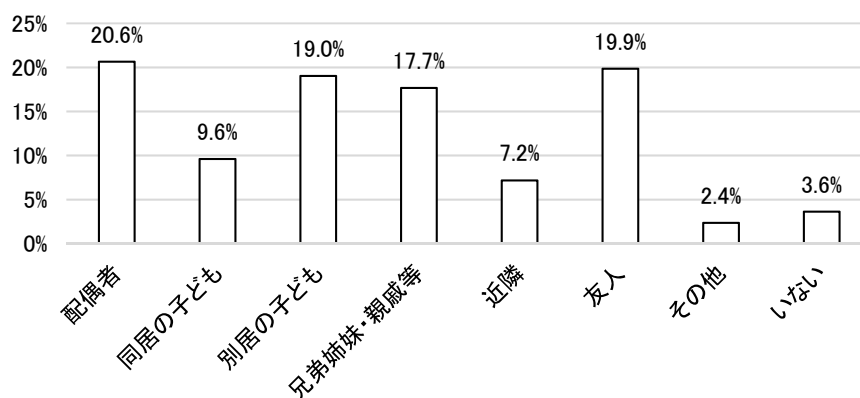


(イ) 地域づくりに参加したいか



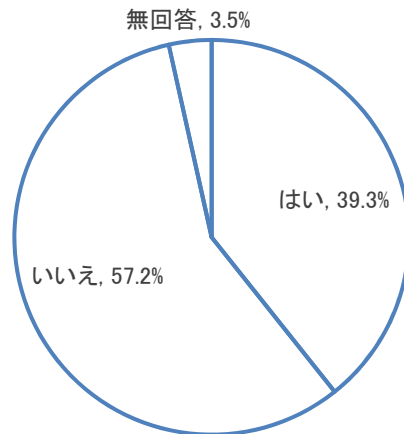
カ たすけあい

(ア) 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

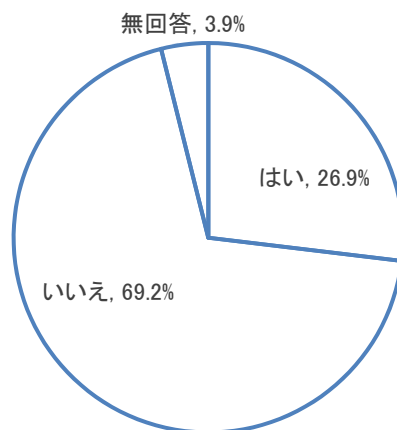


キ 健康

(ア) この1か月、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったか

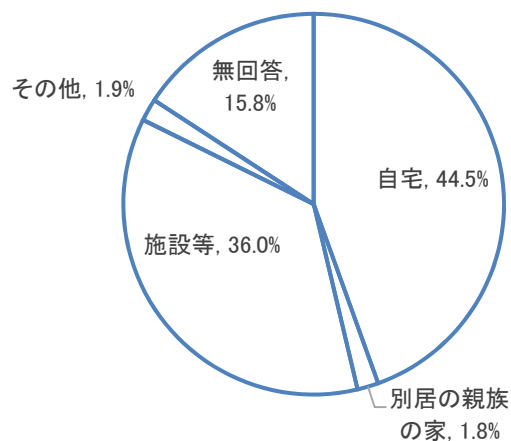


(イ) この1か月、物事に興味がわかない、心から楽しめない感じがよくあったか



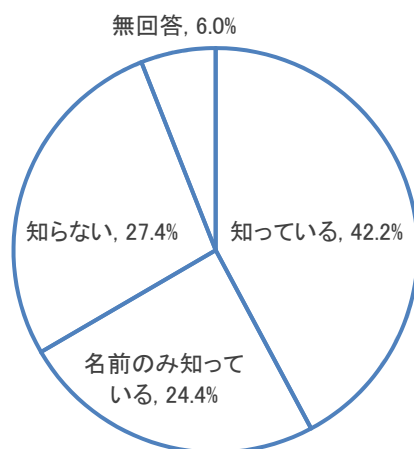
ク 今後

(ア) 介護が必要となった場合、どこで生活したいか



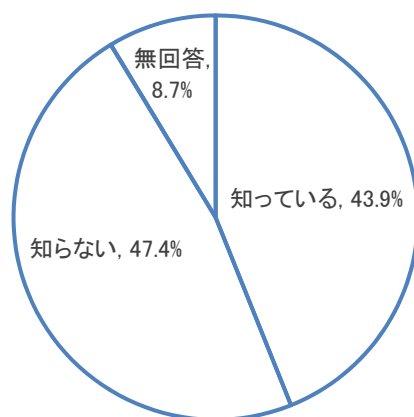
ケ 地域包括支援センター

(ア) 地域包括支援センターの役割を知っているか



コ その他

(ア) 介護保険サービスの利用方法を知っているか



(3) 調査結果における日常生活圏域ごとのリスク分析

ア 機能評価項目別リスク該当者の割合

機能評価については、回答があった要支援（要介護）認定を受けていない非認定者 3,606 人について項目別に分析を行うと、今回の調査結果では、認知機能の低下、うつ傾向、転倒リスクのリスク該当割合が 30%を超えています。

項目	運動機能	転倒リスク	閉じこもり傾向	うつ傾向	低栄養状態	咀嚼機能の低下	口腔機能の低下	認知機能の低下
リスク該当者数(人)	489	1,115	739	1,183	51	1,073	781	1,564
リスク該当割合(%)	13.6	30.9	20.5	32.8	1.4	29.8	21.7	43.4
[参考]26年度結果(%)	17.9	26.1	10.0	29.6	1.9	—	21.7	33.0
[参考]25年度結果(%)	14.2	—	7.9	23.1	1.4	—	15.4	25.8

※ 26年度結果は、平成26年度に市が実施した日常生活圏域高齢者ニーズ調査の集計結果

※ 25年度結果は、平成25年度に市が実施した二次予防対象者把握事業の集計結果

イ 日常生活圏域ごとのリスク該当者の割合

非認定者における日常生活圏域ごとの各項目のリスク該当者と割合は以下のとおりで、全市平均より高い割合となった箇所を網掛けしています。

東央部第1圏域、北東部第1圏域、東部圏域では、8項目中5項目が全市平均より高い割合となっています。

区分	回答者数	運動機能	転倒リスク	閉じこもり傾向	うつ傾向	低栄養状態	咀嚼機能の低下	口腔機能の低下	認知機能の低下
西部	350	46	132	59	112	7	105	72	142
		13.1%	37.7%	16.9%	32.0%	2.0%	30.0%	20.6%	40.6%
中央部第1	356	46	107	73	124	4	105	70	150
		12.9%	30.1%	20.5%	34.8%	1.1%	29.5%	19.7%	42.1%
中央部第2	370	47	110	67	124	6	108	89	155
		12.7%	29.7%	18.1%	33.5%	1.6%	29.2%	24.1%	41.9%
東央部第1	365	49	110	71	130	8	117	85	166
		13.4%	30.1%	19.5%	35.6%	2.2%	32.1%	23.3%	45.5%
東央部第2	359	57	109	80	115	4	110	74	167
		15.9%	30.4%	22.3%	32.0%	1.1%	30.6%	20.6%	46.5%
北東部第1	357	53	120	72	122	7	101	79	146
		14.8%	33.6%	20.2%	34.2%	2.0%	28.3%	22.1%	40.9%
北東部第2	358	49	100	65	116	3	106	85	160
		13.7%	27.9%	18.2%	32.4%	0.8%	29.6%	23.7%	44.7%
北東部第3	376	39	94	64	124	4	120	87	162
		10.4%	25.0%	17.0%	33.0%	1.1%	31.9%	23.1%	43.1%
北部	364	46	109	70	105	2	102	72	153
		12.6%	29.9%	19.2%	28.8%	0.5%	28.0%	19.8%	42.0%
東部	351	57	124	118	111	6	99	68	163
		16.2%	35.3%	33.6%	31.6%	1.7%	28.2%	19.4%	46.4%
平均	3,606	489	1,115	739	1,183	51	1,073	781	1,564
		13.6%	30.9%	20.5%	32.8%	1.4%	29.8%	21.7%	43.4%

9 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画の策定において、「介護離職をなくしていくためにどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方の検討材料とします。

イ 調査の対象および結果

平成28年12月1日から平成29年3月31日の間、在宅で生活をしている要支援・要介護者のうち、更新申請・区分変更申請の認定調査を受けた者に、認定調査員による聞き取り調査を実施し、598人から調査結果を得ました。

ウ 調査の項目（基本項目9問、オプション項目10問）

- ①家族等からの介護の状況 ②在宅生活に必要なサービス
- ③施設入所の検討状況 ④傷病の有無
- ⑤介護サービス利用の有無 ⑥介護者の勤務形態
- ⑦仕事と介護の両方に効果的な支援内容 ほか

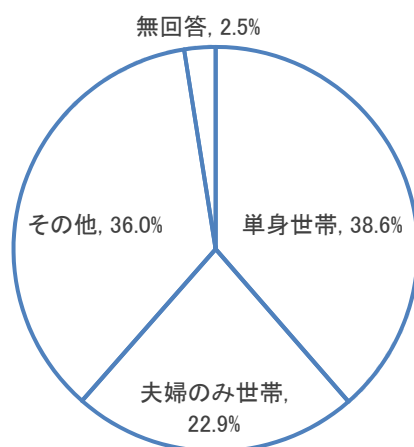
エ 調査の期間

平成28年12月1日～平成29年3月31日

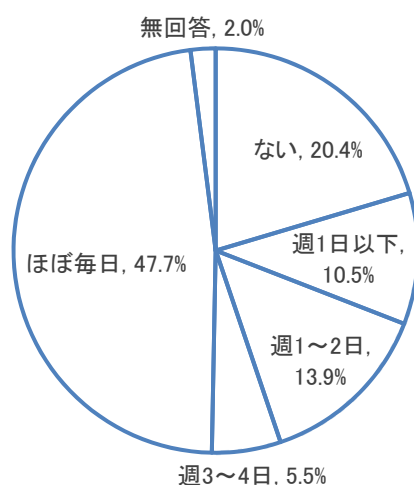
(2) 調査の結果

ア 基本調査項目

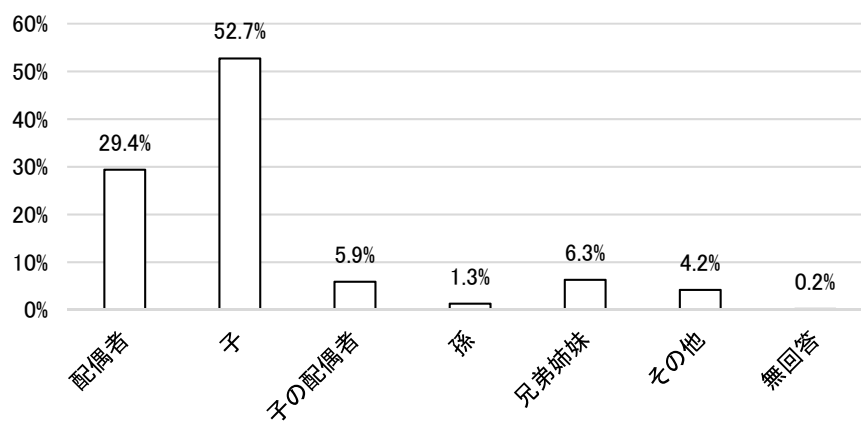
(7) 世帯類型



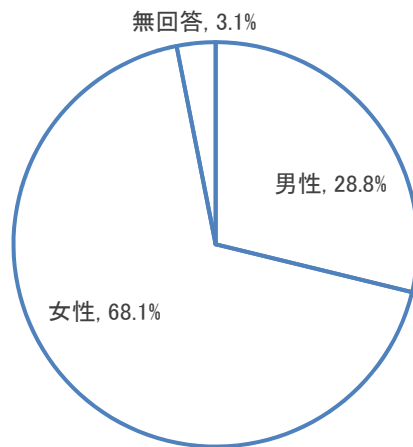
(イ) 家族等による介護の頻度



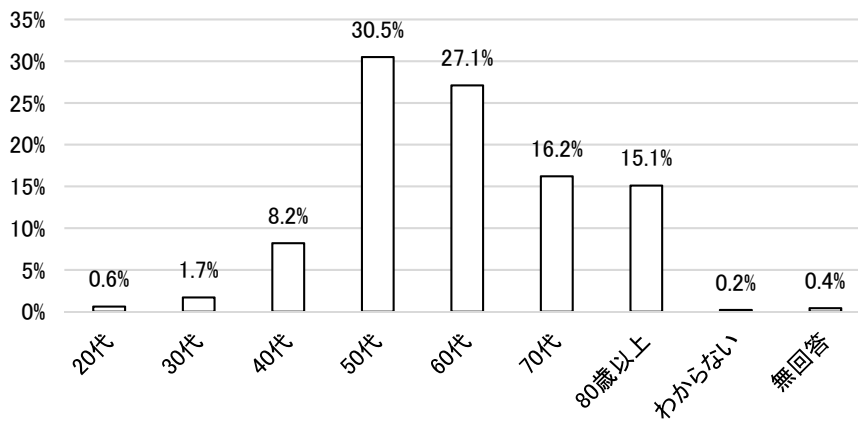
(ウ) 主な介護者の本人との関係



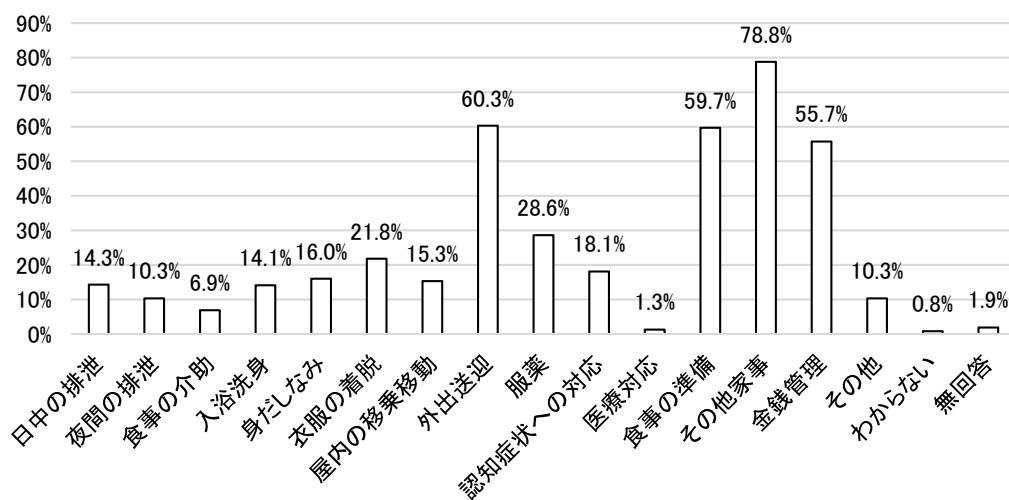
(I) 主な介護者の性別



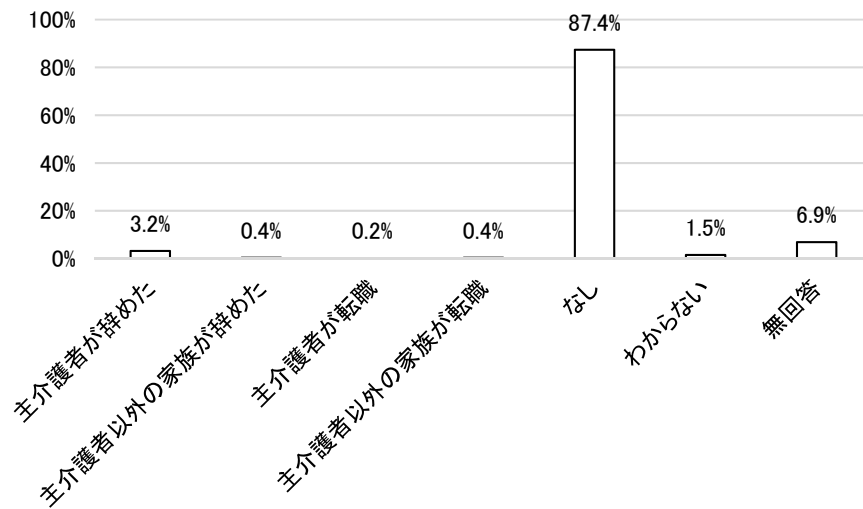
(I) 主な介護者の年齢



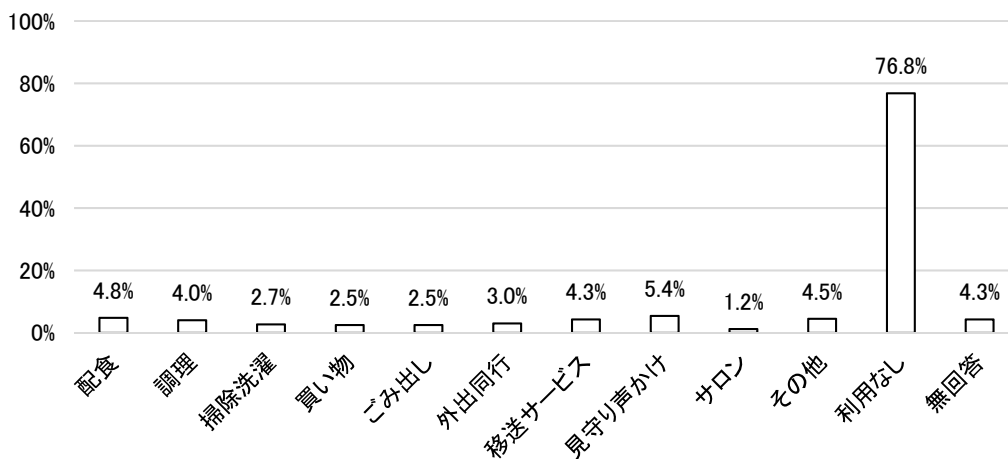
(I) 主な介護者が行っている介護（複数回答）



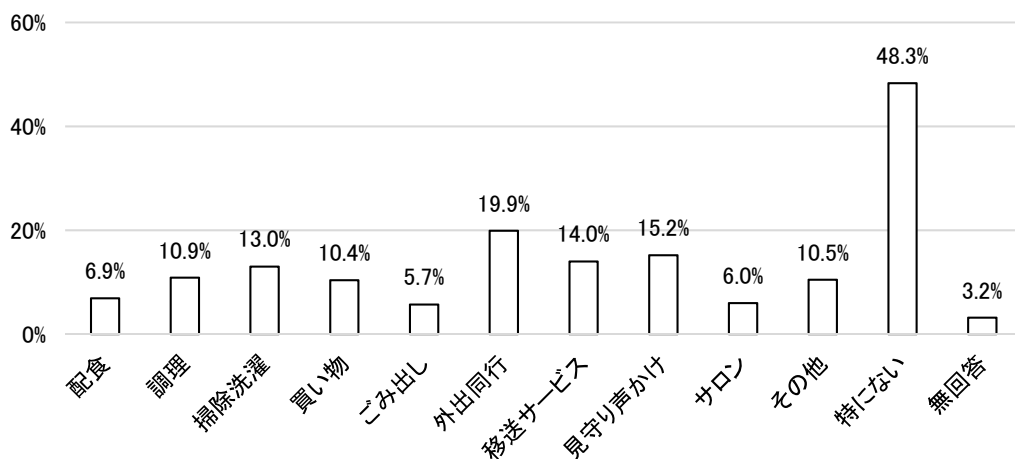
(キ) 介護のための離職の有無（複数回答）



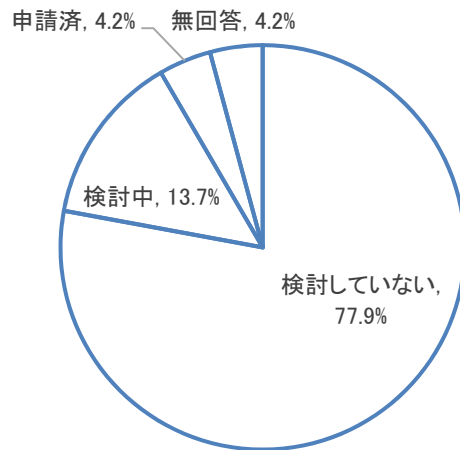
(ク) 保険外の支援・サービスの利用状況（複数回答）



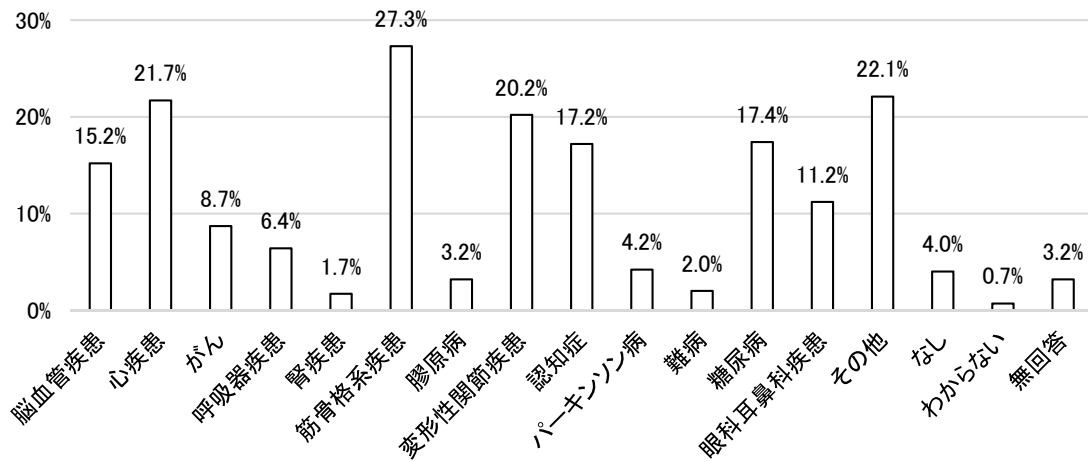
(ケ) 在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）



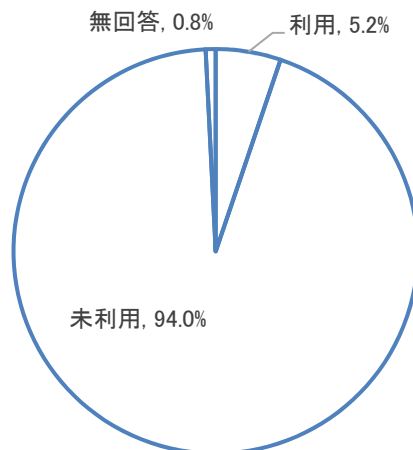
(コ) 施設等検討の状況



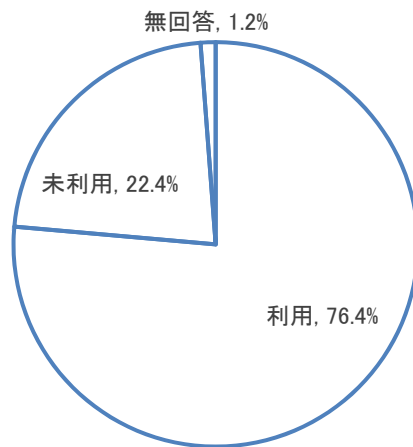
(カ) 本人の傷病（複数回答）



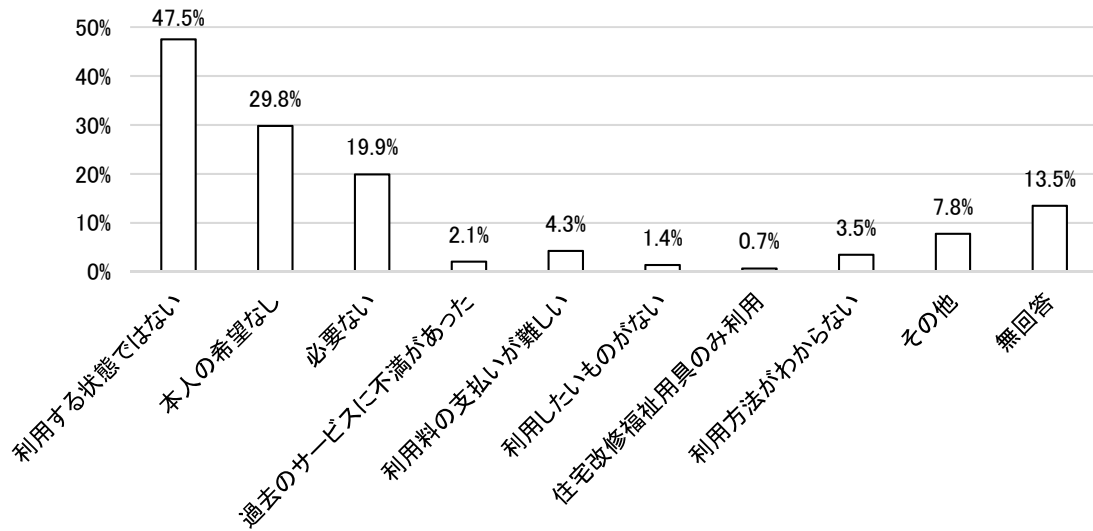
(ク) 訪問診療の利用の有無



(ス) 介護保険サービスの利用の有無

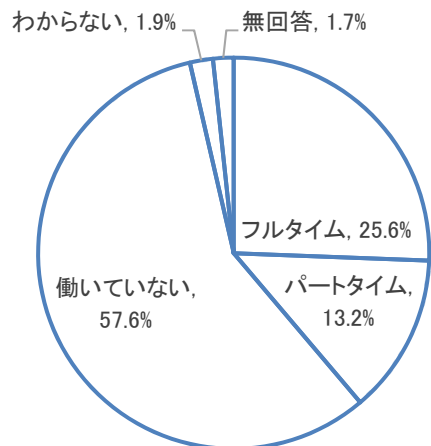


(セ) 介護保険サービス未利用の理由（複数回答）

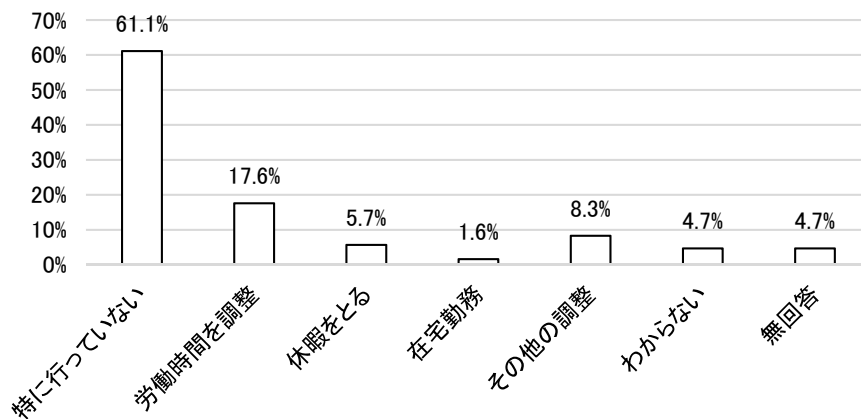


イ 主な介護者の調査項目

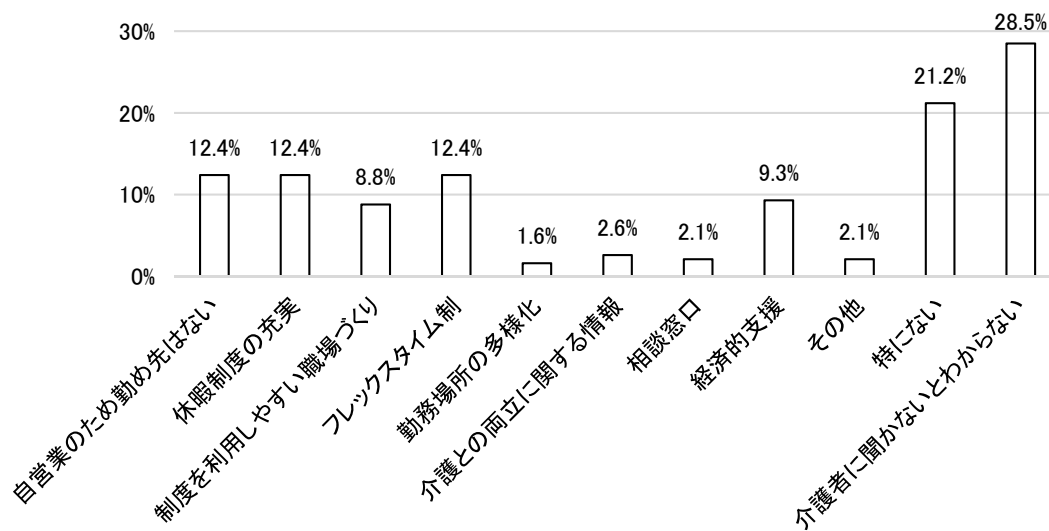
(ア) 主な介護者の勤務形態



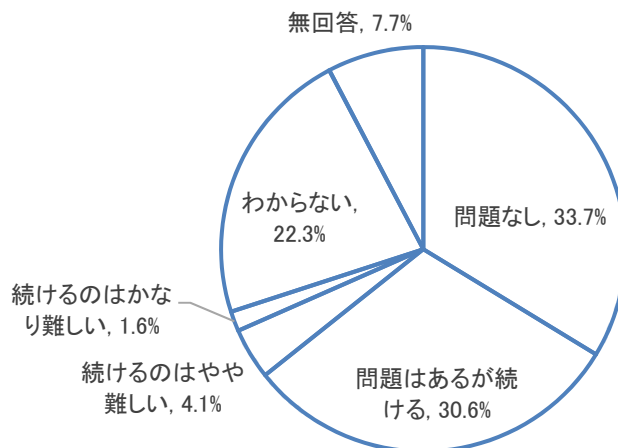
(イ) 主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）



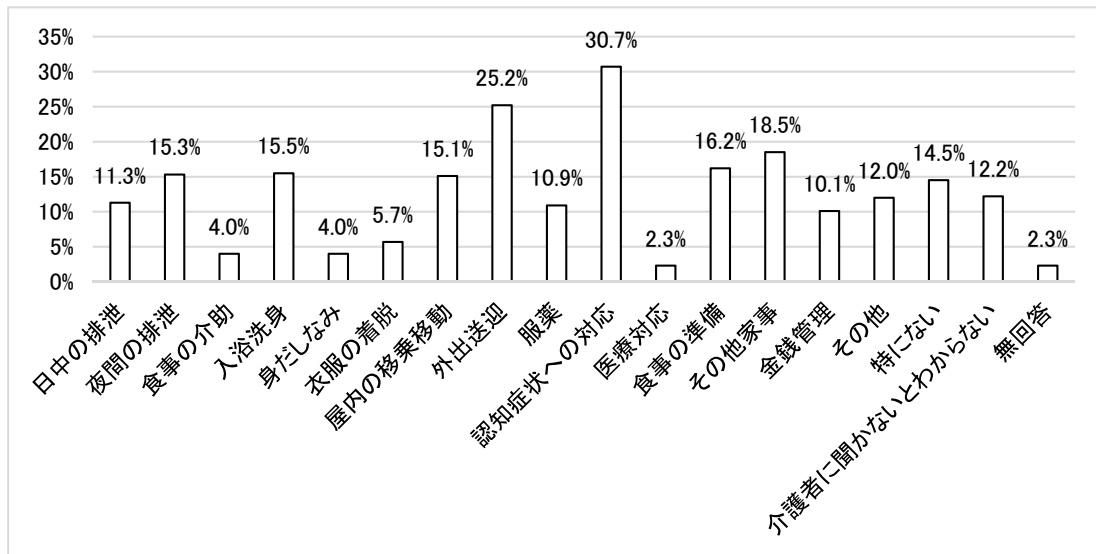
(ウ) 効果的と考えられる勤め先からの支援（複数回答）



(イ) 就労継続の可否に関する意識



(オ) 今後の在宅生活の継続に向けて、不安を感じる介護（複数回答）



10 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

函館市の介護保険施設等における入所（入居）申込状況を把握し、第7期介護保険事業計画において適切な介護保険施設等の整備数量を見込むことを目的として、「介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査」を実施しました。

イ 調査の方法

市内の各介護保険施設等に対して調査票を送付し、平成29年6月1日現在の入所（入居）申込状況について回答を得ました。

集計にあたっては、調査票に記載の情報について、平成29年5月末日の住民基本台帳および介護保険システムと突合し、年齢、性別、要介護度、居所等について、より正確な情報となるように努めました。

○（参考）調査対象施設

施設種別	施設数	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	20	（地域密着型4施設を含む）
介護老人保健施設	9	
介護療養型医療施設	5	
特定施設（介護付有料老人ホーム等）*	25	（地域密着型13施設を含む）
認知症高齢者グループホーム	46	
ケアハウス	4	
計	109	

* 「特定施設(介護付有料老人ホーム等)」:特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス(入所措置が必要な養護老人ホームは調査対象から除外)

(2) 調査の結果

ア 調査結果の概要

総申込者 2,186 人について、申込状況を集計した結果、重複等を除いた有効申込者数は 1,121 人となりました（表 1）。

施設ごとの有効申込者数を見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が 898 人と最も多く、全体の 8 割を占めています。その他の施設については合計で 223 人の申込者がいる一方で、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設、ケアハウスではいくつかの施設で申込者無しとの回答がありました。

表1 調査結果の概要

入所申込先	総申込者	内訳							
		①重複	②死亡	③市外	④住所地特例	⑤不明	⑥施設間重複	⑦入所済	⑧有効申込者
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,790	391	208	168	1	16		108	898
介護老人保健施設	54	1	0	8	0	0	10	2	33
介護療養型医療施設	18	0	2	3	0	0	2	1	10
認知症高齢者 グループホーム	122	7	22	3	1	8	12	12	57
特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	139	12	3	6	1	17	20	4	76
ケアハウス	63	1	0	11	0	1	2	1	47
合計	2,186	412	235	199	3	42	46	128	1,121

○（参考）集計手順

手 順	内 容
①重複	総申込者（2,186 人）から同一種別の施設に 2 か所以上の申し込みをしている者（412 人）を「重複」として除く。
②死亡	「死亡」が確認された者（235 人）を除く。
③市外	「市外」に住所がある者（199 人）を除く。（ただし、当市の被保険者であって市外にいる者はこれに含まない。）
④住所地特例	市内に住所があつて、当市の被保険者でない者（3 人）を「住所地特例」として除く。
⑤不明	住民基本台帳および介護保険システムにおいて突合できなかった者（42 人）を「不明」として除く。
⑥施設間重複	異なる種別の施設に 2 か所以上申し込みをしている者の入所申込先を、特別養護老人ホームに申し込みをしている者は特別養護老人ホームに、それ以外の者は入所申込時期の一番新しい施設に、それぞれ確定したうえで、重複分（46 人）を「施設間重複」として除く。
⑦入所済	申込先と同一種別施設に入所済の者（128 人）を除く。
⑧有効申込者	総申込者から①～⑦の順に除いた者を「有効申込者」とする。（1,121 人）

イ 緊急度別入所（入居）申込者数

有効申込者について、申込施設ごとに居場所別・要介護度別に分け、以下の「入所（入居）申込者の緊急度の考え方」に基づき、緊急度別入所（入居）申込者数を整理すると（表2）、緊急度が高い者は236人、緊急度が中程度で「在宅・入院」の者は211人、「居住系施設」に入居の者は94人、緊急度が低い者は580人となりました。

表2 緊急度別入所（入居）申込者数

現在の居場所		軽度				中度		重度		合計	緊急度	申込者数
		認定無し	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
在宅・入院	在宅	25	28	14	47	68	111	84	53	430	高	236
	病院	1	0	2	15	9	23	42	57	149		
居住系施設	養護老人ホーム	2	0	1	2	0	1	3	2	11	中	在宅・入院 211 居住系施設 94
	ケアハウス	0	0	0	1	1	3	0	0	5		
	生活支援ハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	低	580
	認知症高齢者グループホーム	0	0	0	5	11	16	15	13	60		
	特定施設（介護付有料等）	0	1	1	8	9	13	5	5	42		
	有料老人ホーム	0	2	1	0	12	4	9	1	29		
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	13	8	6	10	4	41		
	その他施設	2	0	1	9	10	26	17	10	75		
介護保険3施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	0	0	0	0	0	2	2	2	6	合計	1,121
	介護老人保健施設	0	0	0	20	35	71	69	47	242		
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	0	16	14	31		
合計		30	31	20	120	164	276	272	208	1,121		

○ 入所（入居）申込者の緊急度の考え方

- ・緊急度「高」～在宅で生活する者や入院している者のうち、在宅生活が困難と考えられる要介護度の高い者。
- ・緊急度「中」～在宅で生活する者や入院している者のうち、要介護度が中度で在宅生活が困難と考えられる者や、居住系施設に入居している者で、要介護度が悪化し、より高度な介護サービスを必要とする状態となった者。
- ・緊急度「低」～既に介護保険3施設に入所している者や居宅サービスを利用しながら在宅生活を継続することが可能と考えられる要介護度の低い者。

介護度 居場所	軽度 (~介護1)	中度 (介護2・3)	重度 (介護4・5)
在宅・入院		中	高
居住系施設			中
介護保険3施設	低		

(3) 緊急度別入所（入居）申込者数の推計

ア 平成 29 年度

次に、平成 29 年度末までに新たに整備される右記の施設に、居場所が「在宅・入院」の者が入所（入居）するとして平成 29 年度の緊急度別入所（入居）申込者数を推計しました（表 3）。

この結果、平成 29 年度における緊急度が高い者は 36 人、緊急度が中程度で「在宅・入院」の者は 193 人、「居住系施設」に入居の者は 94 人、緊急度が低い者は 575 人となります。

施設種別	定員数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (地域密着型を含む)	129
認知症高齢者グループホーム	36
特定施設(サービス付き高齢者向け住宅) (地域密着型を含む)	58
計	223

表3 緊急度別入所(入居)申込者数の推計(平成29年度)

現在の居場所		軽度				中度		重度		合計	緊急度	申込者数
		認定無し	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
在宅・入院	在宅	25	28	14	43	60	103	9	6	288	高	36
	病院	1	0	2	14	9	21	8	13	68	中	在宅・入院 193
居住系施設	養護老人ホーム	2	0	1	2	0	1	3	2	11	低	94
	ケアハウス	0	0	0	1	1	3	0	0	5		
	生活支援ハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	認知症高齢者グループホーム	0	0	0	5	11	16	15	13	60		
	特定施設(介護付有料等)	0	1	1	8	9	13	5	5	42		
	有料老人ホーム	0	2	1	0	12	4	9	1	29		
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	13	8	6	10	4	41		
	その他施設	2	0	1	9	10	26	17	10	75		
介護保険3施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	0	2	2	2	6		
	介護老人保健施設	0	0	0	20	35	71	69	47	242		
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	0	16	14	31		
合計		30	31	20	115	156	266	163	117	898	合計	898

*1 特別養護老人ホーム 129 床および特定施設 58 床分は、当該施設申込者のうち居場所が「在宅・入院」で、かつ要介護 4 または 5 である者の「在宅」と「入院」の人数割合および要介護度別の人数割合に応じて按分し、表 2 の『緊急度別入所（入居）申込者数』から差引いて見込みました。

*2 認知症高齢者グループホーム 36 床分は、当該施設の要介護度別利用実績割合ならびに当該施設申込者および特別養護老人ホーム申込者のうち居場所が「在宅・入院」である方の「在宅」と「病院」の人数割合に応じて按分し、表 2 の『緊急度別入所（入居）申込者数』から差引いて見込みました。

イ 平成 32 年度

最後に、第 7 期介護保険事業計画期間の最終年度である平成 32 年度における入所（入居）申込者数について、要介護認定者数の推計に合わせて入所（入居）申込者数を推計しました（表 4）。

この結果、平成 32 年度における緊急度が高い者は 40 人、緊急度が中程度で「在宅・入院」の者は 191 人、「居住系施設」に入居の者は 105 人、緊急度が低い者は 588 人となる見込みです。

表4 緊急度別入所(入居)申込者数の推計(平成32年度)

現在の居場所		軽度				中度		重度		合計	緊急度	申込者数	
		認定無し	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
在宅・入院	在宅	25	22	13	44	64	98	10	7	283	高	40	
	病院	1	0	2	14	9	20	8	15	69	中	在宅・入院	191
居住系施設	養護老人ホーム	2	0	1	2	0	1	3	2	11		居住系施設	105
	ケアハウス	0	0	0	1	1	3	0	0	5	低	合計	588
	生活支援ハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	認知症高齢者グループホーム	0	0	0	5	12	15	17	15	64			
	特定施設(介護付有料等)	0	1	1	8	10	12	5	6	43			
	有料老人ホーム	0	2	1	0	12	4	10	1	30			
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	13	8	6	11	5	43			
	その他施設	2	0	1	9	10	25	19	11	77			
介護保険 3施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	0	2	2	2	6			
	介護老人保健施設	0	0	0	20	37	68	79	54	258			
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	0	18	16	35			
合計		30	25	19	116	164	254	182	134	924			

11 函館市介護給付適正化計画（平成30年度～平成32年度）

(1) 介護給付適正化計画の基本的な考え方

適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで三期にわたり、各都道府県が介護給付適正化計画を策定し、都道府県と保険者（市町村等）が一体となって適正化に向けた取組を推進してきましたが、平成29年の介護保険法改正により、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされたことから、本計画を策定するものです。

(2) 第3期（平成27年度～平成29年度）の検証

北海道が作成した第3期北海道介護給付適正化推進要綱に基づき、国の指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」は、要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、市の担当職員が訪問または書面等の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ることとしており、平成27年度19,880件、平成28年度19,904件実施しました。

「ケアプランの点検」は、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、資料確認または訪問調査を行い、利用者が必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善しようとするものであり、平成27年度16件、平成28年度6件実施しました。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除することとしており、平成27年度113件、平成28年度111件実施しました。「福祉用具購入・貸与調査」は、利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めることとしており、平成27年度7,076件、平成28年度6,654件実施しました。

「縦覧点検・医療情報との突合」は、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ることとしており、平成27年度18,606件、平成28年度677件実施しました。

「介護給付費通知」は、受給者に対し事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげようとするものであり、平成27年度30,771件、平成28年度31,697件実施しました。

要介護認定の適正化

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定調査票の点検件数(件)	19,880	19,904	18,997

ケアプランの点検

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点検件数(件)	16	6	24

住宅改修等の点検

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修の点検件数(件)	113	111	120
福祉用具購入・貸与調査件数(件)	7,076	6,654	7,594

縦覧点検・医療情報との突合

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点検件数(件)	18,606	677	37,214

※平成29年度は平成28年度実施予定だった18,214件を合わせた見込です。

介護給付費通知

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通知件数(件)	30,771	31,697	39,774

(3) 現状と課題

適正化事業の実施体制について、職員による対応と委託により実施しています。

要介護（要支援）認定者数について、増加傾向でしたが、平成 29 年 4 月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、基本チェックリストによる訪問型サービスおよび通所型サービスの利用が可能となったことから、平成 29 年度の要介護（要支援）認定者数は減少となっています。

サービスの利用状況について、増加傾向でしたが、平成 29 年 4 月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、居宅サービスの介護予防訪問介護と介護予防通所介護の利用者が、訪問型サービスおよび通所型サービスへ移行したことから、平成 29 年度は減少となっています。

適正化事業の実施状況について、主要 5 事業全てに取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施しています。

「ケアプランの点検」について、無作為に抽出したケアプランと指導担当課からの情報を受け実施しています。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は受領委任*していない業者による住宅改修や改修費の額等を勘案し、委託の上、建築士（技師）等の有資格者が点検を実施しています。「福祉用具購入調査」は無作為に抽出し訪問調査を実施しています。「福祉用具貸与調査」は北海道国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用し全件実施しています。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、全件実施しており、平成 29 年 7 月審査分からは北海道国民健康保険団体連合会へ委託しています。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し 6 月と 12 月に通知しています。

事業者の状況について、介護サービス事業所数は横ばいです。

平成 29 年 4 月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、要介護（要支援）認定者数および居宅サービス利用者数は減少に転じましたが、平成 30 年度以降再び増加が見込まれ、適正化事業の業務も増加すると見込まれることから、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」の「福祉用具購入調査」と「福祉用具貸与調査」の委託が可能な業務は、状況に応じ委託化を進める必要があります。

* 受領委任：介護保険における福祉用具購入費または住宅改修費の支払いの際に、保険給付対象の 1～3 割分を利用者が業者に支払い、保険給付対象の 9～7 割分を利用者からの委任に基づき市が業者に支払う制度です。

適正化事業の実施体制

区分	体制
要介護認定の適正化	職員3人
ケアプランの点検	職員3人
住宅改修等の点検(住宅改修の点検)	職員1人, 委託
住宅改修等の点検(福祉用具購入調査)	職員1人
住宅改修等の点検(福祉用具貸与調査)	職員1人
縦覧点検・医療情報との突合	職員2人, 委託
介護給付費通知	職員1人

要介護(要支援)認定者数

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数(人:9月末現在)	19,272	19,747	19,529

サービスの利用状況(月平均)

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス利用者数(人)	11,923	12,441	11,400
地域密着型サービス利用者数(人)	1,915	2,722	2,900
施設サービス利用者数(人)	2,226	2,233	2,230

適正化事業の実施状況

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護認定の適正化	○	○	○
ケアプランの点検	○	○	○
住宅改修等の点検(住宅改修の点検, 福祉用具購入・貸与調査)	○	○	○
縦覧点検・医療情報との突合	○	○	○
介護給付費通知	○	○	○

事業者の状況

区分	実績		
	平成28年3月末現在	平成29年3月末現在	平成29年9月末現在
介護サービス事業所数(か所)	602	610	608

(4) 今期（平成 30 年度～平成 32 年度）の取組方針と目標

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するという考えを基に、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に掲げる主要 5 事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組みます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

「ケアプランの点検」について、平成 30 年度 60 件、平成 31 年度 80 件、平成 32 年度 100 件の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当ケアマネジャーに対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言などを行います。また、ケアマネジャーを対象とした研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は年間 100 件の点検を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当ケアマネジャー等に対し再指導を行い、改修工事のやり直しを指示します。「福祉用具購入調査」は年間 70 件実施します。不適切または不要な福祉用具購入が認められた場合、必要に応じ追加資料の請求や、訪問により確認し、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。「福祉用具貸与調査」は適正化システムを活用し毎月全件実施します。不適切または不要な福祉用具貸与が認められた場合、担当ケアマネジャーからの聴取等を行い、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。また、市のホームページ等で介護保険の住宅改修事業および福祉用具購入・貸与事業の周知を図るとともに、受付時の審査を強化し、不適切または不要な利用を未然に防止します。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、引き続き委託により全件実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。また、各事業者に対し誤請求や重複請求の事例などを紹介し、注意喚起を促します。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し6月と12月に通知します。利用者から問合せがあった場合は、担当ケアマネジャーや事業者を確認し、誤りがあった場合は過誤処理を行います。

要介護認定の適正化

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認定調査票の点検件数(件)	全件	全件	全件

ケアプランの点検

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点検件数(件)	60	80	100

住宅改修等の点検

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修の点検件数(件)	100	100	100
福祉用具購入調査件数(件)	70	70	70
福祉用具貸与調査件数(件)	全件	全件	全件

縦覧点検・医療情報との突合

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点検件数(件)	全件	全件	全件

介護給付費通知

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通知件数(件)	利用者全員に対し年2回		

12 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成28年11月16日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (～平成29年2月13日)
12月 1日	在宅介護実態調査 (～平成29年3月31日)
平成29年 6月 8日	介護保険施設等入所 (入居) 申込者状況調査 (～6月28日)
6月27日	第1回高齢者計画策定推進委員会 ・正副会長の選任, 高齢者・要介護 (要支援) 認定者の 現状 ほか
7月25日	第2回高齢者計画策定推進委員会 ・介護保険事業の現状, 日常生活圏域とサービス資源の 現状 ほか
7月27日	介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査 (～8月15日)
9月25日	第3回高齢者計画策定推進委員会 ・計画の基本的な考え方, 介護保険施設等入所 (入居) 申込者状況調査結果 ほか
10月30日	第4回高齢者計画策定推進委員会 ・高齢者数の推計, 高齢福祉施策 ほか
11月30日	第5回高齢者計画策定推進委員会 ・高齢者の現状と推計・課題, 介護保険サービス量の見 込み ほか
12月27日	第6回高齢者計画策定推進委員会 ・第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介 護保険事業計画 (平成30年度～平成32年度) 素案 (案) ほか
平成30年 1月中旬	政策会議に計画素案の報告, 協議
1月中旬	計画素案に対するパブリックコメント (市民意見募集) (本庁および支所での配布, 市ホームページ掲載) (～2月中旬)
2月下旬	パブリックコメントの実施結果の公表
3月上旬	第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の 決定

13 函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第123号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）を策定し，および推進するに当たり，市民の意見等を反映させることを目的として，函館市高齢者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，市の高齢者保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は，公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は，3年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は，委員の互選により定める。

3 副会長は，会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は，必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，意見等を聴くことができる。

5 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

14 函館市高齢者計画策定推進委員会委員名簿

平成 29 年 12 月 1 日現在

[五十音順, 敬称略]

氏 名	所 属 団 体 等
朝 倉 順 子	函館認知症の人を支える会 会長
天 羽 悦 子	道南地区老人福祉施設協議会 会員
(会長) 池 田 延 己	函館大妻高等学校 校長
岩 井 祐 司	一般社団法人函館歯科医師会 副会長
小 川 勤	函館市老人クラブ連合会 会長
(副会長) 奥 野 秀 雄	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
恩 村 宏 樹	公益社団法人函館市医師会 副会長
川 口 英 孝	函館市町会連合会 常任理事 (保健福祉部長)
木 村 英 子	函館市民生児童委員連合会 高齢者福祉部会長
熊 川 雅 樹	一般社団法人函館薬剤師会 会長
佐々木 康 寛	函館市地域包括支援センター連絡協議会 幹事
所 輝 美	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 幹事
中 村 誠 司	一般公募
能 川 邦 夫	函館市ボランティア連絡協議会 会長
八 幡 直 美	公益社団法人北海道看護協会道南南支部 会計